

米国のECからの特定産品に対する相殺関税措置

(パネル報告 WT/DS212/R、提出日：2002年7月31日)

(上級委員会報告 WT/DS212/AB/R、提出日：2002年12月9日、採択日：2003年1月8日)

佐分晴夫

1. 事実の概要

1. 手続の時系列

- 2000年11月10日 ECが米国に協議要請
- 2000年12月7-8日 協議行われるも不調
- 2001年2月1日 ECが再協議要請
- 2001年4月3日 再協議行われるも不調
- 2001年8月8日 ECがパネル設置要請
- 2001年9月10日 紛争解決機関がパネル設置を決定(標準付託事項)
- 2001年10月25日 ECは事務局長にパネルの構成を決定するよう要請
- 2001年11月5日 事務局長がパネルの構成を決定
- 2002年5月13日 パネルは中間報告を提出
- 2002年6月19日 パネルは最終報告を提出
- 2002年9月9日 米国が上級委員会に申立
- 2002年12月9日 上級委員会は報告を提出
- 2003年1月8日 紛争解決機関はパネル・上級委員会報告を採択
- 2003年4月15日 ECと米国が勧告及び裁定の実施のための期間について合意
- 2003年10月28日 米国が勧告及び裁定の実施の進展について報告

2. 事実の概要

当事国：EC v. 米国、参加第三国：ブラジル、インド、メキシコ
主たる関連協定：「補助金及び相殺措置に関する協定」(SCM協定)

- i. EC は、EC 起源の特定鉄鋼製品の輸入に対する米国による 12 の相殺関税認定の WTO 整合性について判断することをパネルに請求した。本件で問題となった 12 の米国の相殺関税認定；12 のケースのうち 6 ケースはオリジナル調査；Stainless Sheet and Strip in Coils from France (C-427-815) (Case No. 1); Certain Cut-to-Length Carbon Quality Steel from France (C-427-817) (Case No. 2); Certain Stainless Steel Wire Rod from Italy (C-475-821) (Case No. 3); Stainless Steel Plate in Coils from Italy (C-475-823) (Case No. 4); Stainless Steel Sheet and Strip in Coils from Italy (C-475-825) (Case No. 5); Certain Cut-to-Length Carbon-Quality Steel Plate from Italy (C-475-827) (Case No. 6); 2 つのケースは行政レビュー；Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Sweden (C-401-804) (Case No. 7); Grain-oriented Electrical Steel from Italy (C-475-812) (Case No. 12) 4 つのケースはサンセット・レビュー；Cut-to-Length Carbon Steel Plate from United Kingdom (C-412-815) (Case No. 8); Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from France (C-427-810) (Case No. 9); Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Germany (C-428-817) (Case No. 10); and Cut-to-Length Carbon Steel Plate from Spain (C-469-804) (Case No. 11)
- a. これら 12 の認定による相殺関税の賦課は、民営化による所有権の移転の影響評価に用いられる米国商務省の 2 つの異なる方法(いわゆる「ガンマ法」と「同一人格方式」)の適用に基礎をおいている。上記の通り 12 ケースのうち 6 つはオリジナル調査、2 つは行政レビュー、4 つはサンセット・レビューについてである(7.1)。また、11 の認定に当初はガンマ方式が用いられ、1 つに同一人格方式が用いられたが、米国 CIT (国際貿易裁判所) の差し戻しによる再認定では 11 のケースのうち 4 つで同一人格方式がとられた。(2.5-2.55) なお、本件に関係する所有権の移転は国有企業の民営化であり、政府がすべてまたは実質的にすべての所有権を売却し、何ら支配権を持たないことには争いがない。(2.3)
- b. ガンマ方式では、米商務省は、民営化前の補助金の存在を評価した後、償却されていない補助金 (unamortized) が民営化価格に反映されているかを決定し、その残りがあればそれを相殺することを決定する。この方式は The pass-through methodology が以前のすべての補助金を引き継がせていたのとは異なる。この方式はすでに、US-Lead and Bismuth II(イギリス鉄鋼製品に対する相殺税賦課)

のケースで WTO のパネルと上級委員会により SCM 協定違反と認定された。
(2.57-8) (7.10-12)

- c. 同一人格方式では 2 段階のテストが行われる。第 1 段階では民営化後の組織が民営化前に補助金を受けた組織と法的に同一人格か否かを分析する。米商務省は、一般的な商業活動の継続性、生産設備の継続性、資産及び債務の継続性、雇用関係の継続性などを検討する。別の法人格と認定された場合には民営化前に課されていた相殺税は民営化後の製品には課されない。しかし、この場合でも所有権の移転が独立当事者間の公正な市場価格による取引か否かを評価し、補助金が給付され続けているか否かを調査する。同一法人格と認定すれば、独立当事者間取引か否か、公正な市場価格によるか否か、を判断することなく商務省はすべての補助金が存続すると認定する。米国の回答によれば、今までにこの方式の適用により、民営化された生産者に利益が継続していないと認定されたことはない。(2.59-2.60)(7.15)
- ii. 本件ではこの他に所有権が移転した場合の補助金相殺関税の扱いを規定した米国関税法修正 1677 条(5)(F) (以下、米国関税法 1677(5)(F)) も問題とされた。その条文は次のとおり。「外国企業あるいは外国企業の生産装置のすべてまたは一部の所有権の移転それ自体は、たとえその所有権の移転が独立当事者間で行われても、その企業がかつて受けていた相殺可能な補助金がもはや相殺可能ではないと決定することを行政当局に要求するものではない。」(2.61)
- iii. EC はこれらの米国の相殺関税認定が SCM 協定に違反すると申立てた。EC によれば、民営化のような所有権の移転は、新たな経済組織に利益が生じているか否かを調べる義務を調査当局に生ぜしめる。民営化が独立当事者間で公正な市場価格で行われれば国有生産者の補助金の利益は民営化後の経済組織には存続しない。この調査義務は、オリジナル調査、行政レビュー、サンセット・レビューの場合にもある。米商務省はガンマ方式及び同一人格方式により、移転の条件を検討せず、SCM 協定 1 条, 10 条, 14 条, 19 条及び 21 条の要求に反して利益が存在し続けているか否かの認定をしていない。また、修正された米国関税法 1677 条(5)(F)は民営化の場合に自動的に利益を評価することを「禁止していること自

体」が SCM 協定及び WTO 協定 XVI:4 条に違反していると、EC は主張する。

(3.1-3.5)

- iv. 米国は、主要な問題は所有権の移転が独立当事者間で公正な市場価格により行われたか否かではなく、生産者の法人格に変化が生じたか否かであり、民営化で新しい法人格が生じなければ国有企業に与えられた繰り返されない (non-recurring) 補助金の償却されていない部分は民営化された生産者に帰することができる、と主張する。米国はケース 1-7 でガンマ方式を適用したのは WTO 違反と認める。ただし、それは新しい同一人格方式で再検討しなかった限りでのことであり、2 段階の同一人格方式は WTO 適合的だと米国は主張し、独立当事者間の公正な市場価格取引は必ずしも民営化後の生産者に利益を生じさせないわけではないと述べる。また、サンセット・レビューは複雑な民営化問題を分析するには適当な場ではないとする。さらに、米国関税法 1677 条(5)(F)は独立当事者間の公正な市場価格による所有権の移転後でも、利益が存続しているか否かを決定する商務省の裁量を認めているので WTO 適合的であると主張する(7.4-7.7)。
- v. パネルは、a. 民営化が独立当事者間の公正な市場価格で行われた場合には民営化後は補助金の利益は消滅すると看なされなくてはならないとし、米国の同一人格方式は民営化時の売却条件を検討しておらず補助金協定に違反していると認定した。b. ガンマ方式はすでに US-Lead and Bismuth II パネル・上級委員会報告で認定したとおり補助金協定違反である、とした(7.18-7.91)。c. 行政レビューにおいても独立当事者間の公正な価格であったか否かの審査をする必要があるとし、そのような審査を行わなかった米国の措置は補助金協定に違反するとした(7.92-7.100)。d. サンセット・レビューについては、その趣旨がオリジナル調査以降の事実関係にてらして補助金や損害が継続または再発するか否かを決定することであるから、オリジナル調査以降に民営化が行われた場合は、サンセット・レビューにおいて(行政レビューと)同様の審査を行う必要があり、それを行わなかった米国の措置は SCM 協定に違反するとした(7.101-7.117)。e. さらに、米国関税法 1677 条(5)(F)については、それ自体を WTO 協定違反とした。(7.118-7.158)f. パネルは、米国の SCM 協定及び WTO 協定違反により EC の協定上

の利益が無効化されているので、当該措置を両協定に整合的にするよう米国に求めることを勧告した。(8.1-8.3)

- vi. 上級委員会委員会への申立て：a. 米国は 2002 年 9 月 9 日に、パネル報告のパラグラフ 8.1(a)-(d)及び 8.2 は誤った事実認定と関連法解釈に基づいており誤りであるとして 上級委員会へ申立を行った。
- vii. EC は米国の上訴通知が不十分としていくつかの点を扱うべきではないと主張。
- viii. 上級委員会は、上級委員会で初めて扱われる DS11 条については扱わないとする。アマカス・キュリエは有用ではないから考慮しないとした。独立当事者間の公正な価格での民営化については、補助金の利益が消滅したと看なさなくてはならないとしたパネルの判断を否定し、推定することが出来るとした。同一人格方式についてはパネルの判断を支持した。米国関税法 1677 条(5)(F)はその文言や関連する米国控訴審の解釈によれば、商務省が SCM 協定と整合的に同条を運用することをさまたげてはいないとして、パネルの判断を否定した。上級委員会は、紛争解決機関が米国にこの報告書及びこれにより修正されたパネル報告書で認定されたように SCM 協定に違反するその（米国の）措置及び行政慣行（同一人格方法）を協定上の義務に整合的にするよう要請することを勧告した。

・ 論点ごとのパネル・上級委員会の報告要旨

論点 A . 民営化が補助金と相殺関税措置にかかわる認定に与える影響；独立当事者間の公正な市場価格による民営化は国有企業への補助金の利益を消滅させると看なすことが出来るか。

- 1 . 申立国（EC）の主張：会社が販売されるときには補助金によりもたらされた価値は会社の価値に編入される。公正な市場価格で購入した新所有者は、無償で何も受け取っていないから、利益を受け取っていない。つまり、所有権が移

転した経済組織は無償では何も受け取らず、支配下にあるすべての装置の完全な価格を支払っている。装置の通常の寿命の間は利益が存続し続けるという推定を所有権の移転が覆すということは、US-Lead and Bismuth II のパネル及び上級委員会で明確に支持された。(4.56) 同ケースが補助金は生産施設に帰属するのではなく法人に帰属することを明確に示している。(4.59) 同一人格方式は、相殺関税を賦課する前に利益の存在を認定することを要求する SCM 協定 1.1 条(b)に違反する。所有権の移転が独立当事者間で公正な市場価格により行われた場合は、以前の資金的貢献による利益は新しい経済組織に帰属しない。US-Lead and Bismuth II は補助金が生産施設に帰属するのではなく法人に帰属することを明確に示しており、米国は誤解している。(7.19-7.23) 会社法の類推により所有者と会社を区別することを否定する。相殺関税ではこのような区別はされてこなかったし、SCM 協定や米国の実践もそれにしがっている。利益(を受けているか否かの)分析の対象は経済組織についてであり、単に輸出品生産者についてではない。(7.24)

- 2 .被申立国(米国)の主張:同一人格方式は SCM 協定と WTO 協定に適合する。SCM 協定は、独立当事者間の公正な市場価格による所有権の移転が利益を継続させないとはしていない。SCM 協定 1 条、14 条にいう相殺できる利益は確定された金額で(繰り返されない利益の場合は)時間により償却される。相殺可能な利益は、ひとたび認定され評価されれば、それは本質的に金額であり、補助金を受ける者が未償却部分を払い戻さなければ、時間による償却によって終了する。(7.28-7.32) 米国の議論は US-Lead and Bismuth II のパネルの認定に基礎をおいている。それによれば補助金は法人に付与される。このことはその人格が奪われるか消滅しない限り補助金は受給者に存続し続けることを意味している。EC 自身が、補助金はそれをもとと受けとった自然人または法人に帰属し、その法人の所有者に帰属するのではないことを認識していることに言及しておく。所有権の移転後にすべきことは補助金が払い戻されたか、新しい生産者に移転されなかったかの判断である。上級委員会は(Canada-Aircraft 事件で)次の点でパネルに同意している。補助金は問題の産品を生産または輸出する自然人または法人によって受け取られなければならない。(7.33-7.34)

会社法では会社と所有者の区別は基本的である。その観点から、この区別がないように SCM 協定を解釈することは不可能である。この区別は無視できず、このことは上級委員会が補助金は法人の所有者や「経済組織」ではなく法人によって受け取られるとしたことによっても肯定される。補助金を受けた会社の新しい所有者が公正な市場価格を支払うことにより補助金をその会社からいかにして取り除いたかについて EC は説明できないので、補助金の存在を分析する目的では所有者と会社との認められた区別は無視すればよい。なぜなら、補助金は「経済的組織」によって受け取られているから。(7.35-7.37)

3 . パネルの判断 :

- i. 問題は民営化による所有権の移転の SCM 協定上の法的帰結の評価であり、独立当事者間の公正な市場価格による民営化により相殺可能な補助金が消滅するか、するとすれば本件 12 の認定にどのような意味を持つかである。(7.39)したがって、中心的な法律問題は、民営化による所有権移転後の SCM 協定上の「利益」の存在に関する認定である。とくに、企業の「所有者の利益」と「企業自体の利益」は区別されなければならないか、および、民営化された場合の「利益」をいかに確定するかである。(7.40)
- ii. 相殺関税を課すためには「利益」の認定が必要である。(7.44)SCM 協定には定義がないが、Canada-Aircraft Report では「利益」は自然人か法人、または人のグループが何かを受け取ることにより生じる」と述べており、「利益」は自然人か法人の観点から検討されなければならないが、政府の負担によって判断されるものではなく、生産装置に帰せられるものでもない。(7.45-7.47)
- iii. 米国がいうように企業と株主を区別することは SCM 協定の文脈では適当ではない。国内会社法では区別がされていても SCM 協定は区別していない。補助金により生産能力が上がればそれは利益に影響し株主への配当率に影響する。つまり資金的貢献による利益の効果はそれを受けた企業の市場価値に影響する。したがって、(SCM 協定の)利益の確定のためには企業への利益と株主への利益は区別されるべきではない。相殺関税に関する調査は当該産品を輸出する生産者(企業とその所有者)が SCM 協定にいう利益を受ける者か否かの評価に焦点を当てるべきである。その利益は市場の指標に基づ

いて評価されなければならない。(7.48-7.59)

- iv. 民営化は非常に特殊で複雑な所有権の移転であるが、本件 12 のケースでは政府は民営化された生産者に対して所有権的、支配的利益を有してはいない。民営化の後には特に資金的貢献による利益が民営化された生産者について消滅したかという SCM 協定の条件を再調査する必要がある。(7.60-7.71)
- v. 民営化の時に生産装置、営業権・・・被雇用者などすべてのために公正な市場価格が払われれば、民営化後の(所有者を含めた会社という意味で)生産者は無償で何も受給していないから何ら利益を受けていない。さらに、国有企業に対して支払われた公正な市場価格は、すでに受けた利益の価値を事実上含んでいるので、独立当事者間の公正な市場価格での民営化は民営化された生産者の利益を消滅させる。つまり、その利益は公正な市場価格の評価時に市場が計り、民営化された生産者が民営化のために完全に支払ったのである。独立当事者間の公正な市場価格による民営化は、一定期間に割り振られた繰り返されない資金的貢献による利益がその割り振られた期間継続するという推定を覆す。したがって、相殺関税を賦課し続けようとするならば輸入国は民営化の条件の検討に基づいて民営化された生産者がなお、以前の資金的貢献(補助金)から利益を受けていることを示さなければならない。(7.72-7.76)米国の同一人格方式では、民営化された生産者が別の法人格であると判断されなければ、国有生産者に帰属した利益は自動的に民営化された生産者に帰属させられ、民営化の条件の調査を禁止しており、この方式は SCM 協定に整合的ではない。輸入国は、国有企業に以前与えられていた資金的貢献による利益を民営化された生産者が受け取っているか否かを決定するために、民営化された生産者が国有生産者と区別された法人格か否かと別は別に、民営化の条件を、常に調査しなければならない。民営化は独立当事者間の公正な価格により行われたと認定したら、以前の資金的貢献から生じる利益が民営化された生産者に存続していないと結論づけなければならない。(7.77-7.91)

4 . 上訴国(米国)の主張 :

パネルは民営化の経済的効果を新しい所有者の観点から見ており、問題の産

品を生産する法人格の観点から見ていないという認定における基本的な誤りを犯している。それにより会社と株主との区別を無視している。その結果、SCM協定のテキストに反し、独立当事者間の公正な市場価格による民営化はあらかじめ給付された繰り返されない資金的貢献から受ける利益を必然的に消滅させると誤って結論づけた。「(補助金を)受ける者」は法人とその法人の株主の両者を含み得ない。(補助金を受ける者である所有者の変更は、新しい装置を除去したり、労働者の知識を奪ったり、軽減された債務負担を増大させたりはしない。)新しい私的所有者により民営化企業に払われた価格にも関わらず、民営化後にその企業の供給曲線は政府による資金的貢献以前に戻るわけではない。補助金が生み出した人為的に引き上げられた競争力を、新しい株主が支払った購入価格が削減しない限りで、民営化それ自体は以前の国有会社の利益の存続になんら影響を与えない。Canada-Aircraft, US-Lead and Bismuth II は SCM協定にいう補助金を受ける者として「法人または自然人」と表現して区別していた。(18-24)

5. 被上訴国(EC)の主張:

SCM 協定にいう「利益」は独立当事者間で公正な市場価格で民営化された会社は市場自身が用意するより有利な条件は受けない。したがって、独立当事者間で公正な価格による販売は「利益」を取り除くための Canada-Aircraft がいう市場における比較を必然的に満足させる。補助金を受ける者は商品輸出主体に限られるのではなく会社の所有者をも含むうる。(28-36)

6. 上級委員会の判断:

i. SCM 協定の「利益」の解釈: 米国が主張するように国有企業が補助金で取得した装置は民営化によって除去されないが、これは民営化後も資金的貢献により獲得された装置の使用価値(utility value)が消滅していないことを示しているにすぎず、この使用価値は SCM 協定上の「利益」の存続を確定するためには法的に何ら関係がない。Canada-Aircraft 上級委員会報告で述べたように SCM 協定上の「利益」の価値は比較の基礎として市場を利用することにより評価されるべきものである。したがって、ひとたび公正な市場価格が

その装置のために支払われれば、会社はその装置の使用価値を引き出すことができても、その市場価値(market value)は弁済されているのである。(96-102) 企業の売却価格にかかわらず生産のコストも量も変わらないという米国の主張は理解できない。コストには必然的に資本コストが含まれているから。(103)

- ii. 資金的貢献を「受け取るもの」の解釈：米国の主張とは異なり、われわれは Canada-Aircraft, US-Lead and Bismuth II で補助金を受ける者を法人と所有者に区別しておらず、SCM 協定 1.1 条(b)の資金的貢献の「利益」を同一人格によって享受されるべきだと認定していない。SCM 協定が利益を受ける者を多様に表現していることから解るように「受ける者」は必ずしも法人に限定されない。所有者への資金的貢献で会社に「利益」を与えることも可能である。基金は政府から法人に直接提供することもできるが、たとえば、会社を所有する自然人に所得税免除を通じて(彼らが法人の生産活動に投資する限りで)間接的に提供することもできる。米国も「利益」が会社とその所有者との境界を越えうることを認めている。完全に所有している持ち株会社に給付された場合に、その利益が実際の生産に関わる補助金に帰することが可能な場合がありうる。さらに、米国の主張は、補助金を給付する政府が会社ではなくその所有者に利益を付与することにより、SCM 協定の規定を迂回することを可能にし、協定を大幅に骨抜きにしうる。(113-115)したがって、会社とその所有者との法的区別は、SCM 協定上の「利益」が存在するか否かを決定するには決定的ではない。(106-115)しかし、このパネルに提出された法律問題の中核は、SCM 協定の意味する「利益」が独立当事者間の公正な価格による民営化の後も存続し続けるか否かであった。本件では、政府がすべてのまたは実質的にすべての資産を移譲し、民営化された生産者に何ら支配権を有しない場合である。パネルは他の場合、たとえば、「利益」が繰り返される資金的貢献により与えられた場合、売却者が支配権を維持している場合などを検討していない。したがって、これだけで、SCM 協定上の利益の認定のためには会社とその株主とを区別してはならないとしたのは広範すぎた。(117-119)また、政府は経済的、政治的政策で市場から一定の結果を引き出そうとすることもありえ、その場合には国有企業の市場評価が大

きく影響されることもあり得る。民営化は複雑で長い投資の過程を含み、売却者すなわち政府が経済的、政治的政策により企業の市場評価に影響を与えうる。独立当事者間の公正な価格による民営化が民営化前の補助金の利益を必ず消滅させるというパネルの判断は誤りで、消滅させると推定することができるとするべきであり、このような民営化の効果は挙証責任の転換であり、調査当局が挙証責任を負うことになる。(120-127)

論点 B . 米国関税法 1677 条(5)(F)の WTO 整合性 ; 同条は次のように規定する。「外国企業あるいは外国企業の生産装置のすべてまたは一部の所有権の移転それ自体は、たとえその所有権の移転が独立当事者間で行われても、その企業がかつて受けていた相殺可能な補助金がもはや相殺可能ではないと行政当局に決定することを要求するものではない。」この規定自体が SCM 協定 1.1 条(b)、10 条、14 条、19 条、21 条、32.5 条及び WTO 協定 XVI.4 条と非整合的であるか。

1 . 申立国 (E C) の主張 :

米国関税法 1677 条(5)(F)は米控訴裁判所が解釈したように、独立当事者間の公正な市場価格による移転が移転前の利益の移転後の組織への継承を排除することを自動的に認めることを阻止する。この法では、独立当事者間の公正な市場価格による取引が利益の流れを止めるという「事実上の規則」を米商務省が適用することを防ぐことが特に意図されている。この法は民営化や所有権の移転の後、相殺可能な補助金の存在を評価することなく商務省が相殺税を付加することを認める限りで SCM 協定 1.1 条(b)、10 条、14 条、19 条、32.5 条及び WTO 協定 XVI.4 条に違反する。(7.118)

2 . 被申立国 (米国) の主張 :

米国関税法 1677 条(5)(F)は命令的ではない。この言葉遣いは裁量的性格を示している。この文章は、所有権の移転そのものがかつての相殺可能な補助金が相殺不可能になるとも相殺可能なまま残ることも意味しないことをはっきり示している。これは調査当局に決定の裁量を認めている。SAA (Statement of Administrative Action)も 1677 条(5)(F)が裁量的であり命令的でないという考えを

支持している。(7.119)

3 . パネルの判断 :

i. US-1916ACT に関する上級委員会報告、US-Export Restraints パネル報告により、法律は加盟国の行政当局により WTO 協定適合的に適用され得るなら WTO 違反とはならず、WTO 加盟国は国内法を WTO 上の義務と整合的に運用すると推定される。GATT/WTO の規則に違反することを要求する法律のみが WTO 規則に非整合的とみることができ、法律それ自体が SCM 協定と整合的に適用できない場合は命令的と考えられる。ある種の行政裁量のみの存在ではある法律を一応 WTO 整合的とするには不十分で、重要なのは政府がその法律を WTO 整合的に解釈適用する実効的な裁量を有しているか否かである。(7.120-7.123)

ii. 国内法を分析するときにパネルはその法をそのものとして解釈するべきではなく、事実的要素 (factual element) として問題の法律の意味を確定し、その事実的要素が責任ある加盟国の WTO 義務に反する行為を構成するかどうかを確定しなければならない。パネルは 1677 条(5)(F)の検討で米商務省が 1677 条(5)(F)を WTO 協定に整合的に適用する実効的な裁量を有しているか否かを見るために、米国の国内要素および検討する法律形成の法的関連事項を検討しなければならない。(7.124-7.128) 独立当事者間で公正な市場価格で民営化が行われた場合は、輸入加盟国はいかなる利益も民営化された生産者に生じないと結論しなくてはならない。1677 条(5)(F)は公正な市場価格について言及していないが、米国の回答及び SAA の解釈でそれを前提としていることが分かる。同条が同一人格方式を用いることを明示的に命じていない。民営化は確かに複雑であり、加盟国は移転が独立当事者間の公正な市場価格によるものか否かを決定できなければならない。ひとたびそうであると決定されれば、加盟国は SCM 協定にしたがって国有企業への以前の資金的貢献による利益が民営化された生産者には生じないと結論づけなければならない。法律だけからは SCM 協定違反とはいえない。国内法を検討するときはパネルがその意味を構成するあらゆる要素を検討しなければならない。したがって、法律の実効的な機能の一部を構成している限りでの立法史、SAA、関連する司

法的解釈を検討する必要がある。立法史、SAA の見解、裁判所（控訴審）の解釈を検討し、米国の法制度の下では 1677 条(5)(F)は、独立当事者間で公正な市場価格で民営化が行われた場合は、以前の国有企業への資金的貢献（補助金）による利益は民営化された生産者には存続しないとすべての場合（に必ず）米商務省が認定することを事実上禁じている。したがって、同条は SCM 協定 10 条、14 条、19 条、21 条と整合的でない。これは SCM 協定 32.5 条及び WTO 協定 XVI.4 条とも非整合的である。(7.29-7.158)

4．上訴国（米国）の主張：

パネルは米国関税法 1677 条(5)(F)の WTO 整合性の評価に正しい基準を適用したが、このケースの事実への適用を誤った。「GATT/WTO の規則に違反することを要求する法律のみが WTO 規則に非整合的とみることができ」「法律それ自体が SCM 協定と整合的に適用できない場合は命令的と考えられる」というパネルの見解に賛成である。しかし、この基準は、法律はそれが WTO の命じる結果を自動的にもたらさなければ WTO に非整合的であり得るというパネルのその後の性格づけと矛盾する。(25-27)

5．被上訴国（EC）の主張：

パネルは 1677 条(5)(F)が SCM 協定と非整合的であると正しく判断した。EC は加盟国の法律が行政に対して WTO 整合的に行動することを実効的な選択肢を残すことなく禁じていれば措置は命令的であると主張してきた。この点で、1677 条(5)(F)の言葉だけではその措置の命令的性格を示していないというパネルの主張には賛成できない。上級委員会は US-Lead and Bismuth II の報告で会社がひとたび公正な市場価格で民営化されれば、それ以前の資金的貢献による利益は民営化された会社にはもはや存在しないことを確立した。1677 条(5)(F)は米商省がこのような WTO の命令する結論に達することを妨げているから、それ自体が SCM 協定の義務に違反している。(37-40)

6．上級委員会の判断：

われわれは独立当事者間の公正な市場価格による民営化が通常は残存した利

益を消滅させることに同意する。しかし、必ず、常にそのような結論になるというパネルの見解には同意できない。つまり、パネルの「調査当局は自動的に・・・と決定しなければならない」という結論を否定する。したがって、われわれは、パネルの理解とは異なって、SCM協定は、独立当事者間の・・・民営化にもかかわらず、新しい民間の所有者が、以前の利益を享受しているとする証拠を検討することを調査当局に認めている。また、同法は同一人格方式を適用することを命じていない。(154-159)

・解説

1. 論点1について：

- i. 民営化前の補助金による利益の民営化後の継続の問題については、すでに「米国の英国製鉄鋼製品に対する相殺関税措置」事件の先例があり、本件では、それを継承する形で、「独立当事者間の公正な市場価格」による民営化の場合には利益は消滅するという基準を明確にした。ただし、パネルが「独立当事者間の公正な市場価格」による民営化の場合には利益が消滅すると看なさなければならないとしたのに対し、上級委員会は消滅したと推定するとし、反証の可能性を認めた。
- ii. 米国は自国が採用する同一人格方式を正当化し、国内会社法では会社と会社の所有者との区別は基本的であるとして、所有者が公正な市場価格で当該会社を買い取ったとしても会社に給付された補助金の利益は当然には消滅しないと主張した。パネルは民営化の場合の利益の存続の判断については一般的に会社とその所有者を区別しないとした。これに対し上級委員会は、次のとおりパネルの判断を批判した。つまり、本件では政府がすべてのまたは実質的にすべての資産を移譲し、民営化された生産者に何ら支配権を有しない場合であるが、他の場合、たとえば、「利益」が繰り返される資金的貢献により与えられた場合、売却者が支配権を維持している場合などを検討していない。したがって、これだけで、SCM協定上の利益の認定のためには会社とその株主とを区別してはならないとしたのは広範すぎた、と。したがって、SCM協定の「利益」の判断において会社とその所有者との区別が一般的に否定されたわけではない。しかし、

国有企業が補助金で取得した装置は民営化によって除去されないという主張に対しては、それは装置の使用価値の問題であり SCM 協定上の「利益」とは関係がないと断じた。SCM 協定上の利益を受けるのは会社であるという米国の主張に対しても、利益を受けるものは法人には限られないのであり会社の所有者への資金的貢献により会社に利益を与えることも可能であるとする。ただ、この場合は当該産品を生産するための利益の評価方法が会社への資金的貢献の場合とは異なるように思われる。上級委員会はさらにパネルを批判して次のように述べる。政府は経済的、政治的政策で市場から一定の結果を引き出そうとすることもありえ、その場合には国有企業の市場評価が大きく影響されることもあり得る。民営化は複雑で長い投資の過程を含み、売却者すなわち政府が経済的、政治的政策により企業の市場評価に影響を与えうる。独立当事者間の公正な価格による民営化が民営化前の補助金の利益を必ず消滅させるというパネルの判断は誤りで、消滅させると推定することができるべきであり、このような民営化の効果は挙証責任の転換であり、調査当局が挙証責任を負うことになる。しかし、これらの上級委員会によるパネル批判は、繰り返される補助金により民営化以降にも新たな資金的貢献がなされる場合を別にすると、当該民営化が「独立当事者間の公正な市場価格」によって行われたか否かの事実認定に帰すべき問題のように思われる。上級委員会が言うとおり、民営化は複雑で長い投資の過程を含みうるので、そもそも一般的に「独立当事者間の公正な市場価格」による取引を想定しうるのか、それをどのように認定するのが難しい問題として残るように思われる。

- iii. いずれにせよ、民営化における SCM 協定上の「利益」の存続の有無については「独立当事者間の公正な価格」による取引か否かが評価基準となることは確立したと言えるので、今後はその事実認定をめぐる争われることになると思われる。後述するとおり、米国は本件の勧告及び裁定を実施するにあたり、「独立当事者間の公正な価格」による取引であったか否かの事実認定を行ったのである。

2. 論点 2 について：

米国関税法 1677(5)(F)が、それ自体 WTO 諸協定に違反するか否かが問題とな

った。この前提となる論点 1 の点について上級委員会がパネルの見解を覆したため、この点についても結論が変わった。しかし、国内法がそれ自体 WTO 諸協定に違反すると認定される要件と事実認定の方法については重要な問題だと思われる。両当事者とも、GATT/WTO の規則に違反することを行政当局に命令する法律のみが WTO 規則に非整合的とみることができることについては合意しているし、この考えは確立していると思われるが、問題は、行政当局の裁量の有無をどのように事実認定するかである。つまり、法律の文言だけでは判断が難しいので、国内裁判所の解釈、立法過程、行政当局の権限ある解釈などが参照されうることになる。これらのことも確立してきたと思われる。「輸出制限を補助金として扱う米国の措置」(WT/DS194/R)(29 June 2001)を参照せよ。

3 . その後の経緯 :

- i. 2003 年 4 月 15 日に EC と米国が勧告及び裁定の実施のための期間を 10 ヶ月以内、すなわち 2003 年 1 月から 2003 年 11 月 8 日までとすることに合意した。(WT/DS212/12)(15 April 2003)
- ii. 米国は 2003 年 10 月 28 日に勧告及び裁定の実施状況について報告をした。それによると米国商務省は民営化された補助金を受けていた会社の扱いを修正した。(Notice (by US Department of Commerce) of Final Modification of Agency Practice Under Section 123 of the Uruguay round Agreements Act, Fed. Reg. 37,125(23 June 2003) “Final Modification”) これによれば、商務省の基本的な推定は、配分することができる、繰り返されない補助金は、受給施設の平均的に利用可能な期間（配分期間）の間、通常は受給者に利益を与えるということである。この推定は、配分期間に政府が会社または装置に対する何ら支配権を残すことなく、その所有権のすべてまたは実質的にすべてを売却するという民営化が行われ、その売却が独立当事者間の公正な市場価格で行われたことを示すことにより覆すことができる。これにしたがい、2003 年 8 月 10 日に米通商代表部は、商務省に当該 12 件の商務省の決定を WTO の認定と整合的にするように要求した。商務省は当該 12 の決定を含む被申立人に追加を含む質問書を出すなどの手続きを経て 2003 年 10 月 24 日に 12 のケースについて最終決定を出した。それによると、12 のケースのうち 3 ケースを除いて民営化は独立当事者間で公正な市場価

格により行われたと認定され、補助金は消滅したと判断された。フランスからのスチール製品のケースを含む 3 件では、売買当事者間に関係があり、割引いて販売が行われたなどの理由で、民営化の割り当ては独立当事者間で公正な市場価格により行われなかったと判断された。この民営化の割り当てには補助金が与えられた会社の一定の株式をその従業員に販売することが含まれていた。(WT/DS212/13)(28 October 2003)

参考文献

松下満雄「米国の英国製鉄鋼製品に対する相殺関税措置」財団法人国際投資研究所 公正貿易センター『ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 XI』2003 年 3 月
佐分晴夫 「輸出制限を補助金として扱う米国の措置」財団法人国際投資研究所 公正貿易センター『ガット・WTO の紛争処理に関する調査報告書 X』2002 年 3 月